

令和5年5月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年5月10日（水曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番（欠席） 2番 江藤 徳幸 3番 繁田 郁子
4番 藤本 太一 5番 小野 文隆
6番 武石 俊一（副会長） 7番 安藤 慎八（会長）

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 長尾亀世美 3番 衛藤 榮一
4番 川邊 真八 5番 藤原 善和 6番 渡邊 清文
7番 石井由美子 8番 藤本 哲朗 9番 湯浅 定夫
10番（欠席） 11番 松方 洋一 12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明願いについて
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 200㎡未満の農地を所有者自ら農業用施設用地
とする届出について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(相続)

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

報告第4号 農地所有適格法人要件確認書について

報告第5号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
について

報告第6号 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画
について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 井村 剛秀 主幹（統括） 梅木 嘉子
主査 繁田 寿美 主査 樋口 亜衣子

<p>7. 会議の概要</p> <p>事務局長</p>	<p>お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>ただ今より令和5年5月定例総会を開催します。</p> <p>着席して進めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長、あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会を進めさせていただきます。</p> <p>農業委員定数7名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。</p> <p>次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。</p> <p>以後の議事の進行につきましては、会長よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、2番委員、3番委員、よろしくをお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見ををお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p> <p>なお、番号5について、譲受人が委員のご家族になります。農業委員会法において、委員は、委員本人及びその家族に関する事項について議事に参加できないという、議事参与の制限の規定があります。そのため、番号5を除いた審議を行った後、いったん該当委員には退席していただき、番号5の審議を行います。</p> <p>それでは、番号5を除いた審議を行います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請です。今回は、</p>

<p>議長</p>	<p>案件が多いため、まとめた説明を行わせていただきます。</p> <p>申請合計件数は13件で、合計面積は、田が35,635㎡、畑が7,611㎡です。申請事由の内訳は、売買が7件、贈与が6件です。13件の各内容は、議案集をご一読ください。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは担当委員の説明ですが、</p> <p>番号1、2は1番委員の担当ですが、本日は欠席していますので、森②推進委員、代理で説明をお願いします。</p> <p>番号3を3番委員、番号4を6番副会長、番号6～11を5番委員、番号12、13を1番委員の代理で現地確認をしていただいた、4番委員、よろしくお願いします。</p>
<p>森②推進委員</p>	<p>番号1と2の調査結果を合わせて報告します。4月27日、申請者の〇〇さん、農業委員と、現地の立会いを行いました。土地の所在は、大字岩室の〇〇〇〇〇〇から西方向の〇〇〇〇〇〇の電波塔の近くと、申請者の家の横に位置しています。稲や花の栽培を中心とした専業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は、番号1が田で、稲を作付けする計画、番号2はこれまで借りていた土地で、すでにビニールハウスが建っており、菊を作付けする計画です。権利の内容は所有権の移転で、番号1は譲受人が高齢という事情、番号2は譲受人が遠方という事情による、権利の移動です。譲受人の通作距離は、家から約500mと家のそばで耕作可能です。譲受人の経営農地は全て耕作・管理されており、農機具の所有状況はトラクターなどがあり、農業従事者は本人、父母の3名おり、取得後の耕作に問題ありません。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
<p>3番委員</p>	<p>続いて、番号3の調査結果を報告します。4月19日、申請者の〇〇さん、〇〇さん、推進委員と現地立ち合いを行いました。土地の所在は、〇〇〇〇〇〇〇〇の奥に位置しております。現状は畑で、稲作と畜産を中心とした専業農家の譲受人が取得し、牧草を作付けする計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人が管理できにくくなったという理由です。通作距離は100mほどです。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具もトラクターなどもす</p>

	<p>べてそろっており、問題ありません。</p>
<p>推進委員</p>	<p>譲受人は高齢者ですが、意欲もあり、問題ないと思います。</p>
<p>6 番委員</p>	<p>番号4の調査結果を報告します。4月24日、申請者の〇〇さん、推進委員と現地立ち合いを行いました。土地の所在は、農免道路の突き当りを上に上がった所です。2筆ですが、田んぼが3枚となります。私も4年前まで耕作していましたが、所有者が亡くなったため、非耕作地となっていました。〇〇さんと〇〇さんは親戚関係です。〇〇さんは〇〇をしています。水稻や野菜を作る予定ですが、柵をしないとイノシシが入ってくるため、イノシシ対策をまずやりたいということです。本人もやる気があります。農機具は近くの農機具や中山間地域の農機具を借りて耕作するそうです。4月で〇〇の仕事が終わり、農業従事したいそうです。</p>
<p>推進委員</p>	<p>〇〇さんにつきましては、78歳ということですが、地域の方にアドバイスをもらいながらやるように話しました。意欲は問題ないと思います。</p>
<p>5 番委員</p>	<p>番号6の調査結果を報告します。4月30日、申請者の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、推進委員と現地立会いを行いました。土地の所在は、〇〇〇〇〇近くの太田〇〇〇の〇のほうになります。〇〇さんは〇〇〇〇の仕事しながら農業しています。〇〇〇〇さんから譲りたいとの話があり、もともと借りて作っていたこともあり、今回の申請となりました。今も畑で野菜を作っています。問題ないと思います。</p> <p>続きまして、番号7の調査結果を報告します。4月30日、申請者の〇〇〇〇さん、推進委員と現地立ち合いを行いました。土地の所在は、先ほどの場所の隣接となります。現況は、畑で野菜を少し作っていました。名義が親族の〇〇〇〇さんとなっており、〇〇に住んでいるため、名義を変えたいということで今回の申請になりました。〇〇〇〇さんは〇〇を退職後、専業で農業をしており、米などを作付けしていますので、問題はないと思います。</p> <p>続きまして、番号8の調査結果を報告します。4月30日、申請者の〇〇〇〇さんと推進委員と現地立ち合いを行いました。土地の</p>

	<p>所在は、太田〇〇の道沿い、〇〇さんの家のそばになります。〇〇さんは水稻を中心とした専業農家です。今までずっと耕作していましたが、正式に〇〇〇〇さんから譲り受けるということです。現在も野菜を作っており、今後は育苗もするそうです。〇〇さんは、農業もかなり手広くやっており、問題ないと思います。</p> <p>番号9の調査結果を報告します。4月30日、申請者の〇〇〇〇さんと推進委員と現地立ち合いを行いました。土地の所在は、太田〇〇で、これは親からの生前贈与になります。先ほど言いましたが、〇〇さんにつきましては問題ないと思います。</p> <p>番号10と11の調査結果を報告します。4月30日、申請者の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、推進委員と現地立ち合いを行いました。土地の所在は、太田〇〇の〇〇で、以前自分たちで圃場整備をしたそうですが、〇〇さんと〇〇さんの地番がそのままの状態でも圃場整備をしてしまい、土地の移動をしていなかったということです。今回は交換をするということです。今は野菜を作っています。名前を変えるだけで、耕作については問題ないと思います。</p>
推進委員	特にありません。
4 番委員	<p>番号12の調査結果を報告します。5月9日、申請者の〇〇さんの親戚の方と、〇〇さん、推進委員と現地立ち合いを行いました。土地の所在は、北山田の〇〇〇の後ろの土地になります。現況は畑で、長い間借りていたということで、譲ってほしいと話をして、今回の申請となりました。特に問題ありません。</p> <p>番号13の調査結果を報告します。5月9日、申請者の〇〇〇〇さん、推進委員と現地立ち合いを行いました。土地の所在は、戸畑駅東の農道から〇〇〇方向に200mほど入った所に位置しています。ここは、〇〇さんの親族の土地ですが、〇〇さんが相続する際に漏れていたということです。ここは災害にあった所で、本年度から耕作できるということです。特に問題ないと思います。</p>
議長	それでは、質疑はありませんか。
議長	<p>無いようでしたら採決します。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の番号5</p>

<p>農業委員</p>	<p>を除いた部分について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成です。議案第1号の番号5以外は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、番号5の審議を行います。委員、いったんご退席をよろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(該当委員退出)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、番号5の審議を行います。</p> <p>担当委員の説明ですが、番号5を2番委員、お願いします。</p>
<p>2番委員</p>	<p>それでは、番号5の調査結果を報告します。4月29日、申請者の〇〇〇〇さんと推進委員と現地立ち合いを行いました。土地の所在は、〇〇〇〇〇から東に400mほどの位置に11筆があります。ここは〇〇さんが10年以上耕作をしていた場所になります。水稲を中心とした専業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現状は、立派な田でした。権利の内容は所有権の移転です。〇〇さんが、農業ができないということで、権利を譲渡したいということです。〇〇さんはライスセンターを行っており、農機具もそろっており、何ら問題はありません。11筆すべてきれいに管理されました。基盤整備はしていませんが、管理しやすそうな土地でした。</p>
<p>推進委員</p>	<p>特にありませんが、十分に管理されているので、問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>その他、質疑はありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>無いようでしたら採決します。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の、番号5</p>

農業委員	<p>について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。番号5は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(該当委員入室)</p>
議長	<p>次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明します。番号1、大字森字旭〇〇〇〇番です。登記簿地目は畑、面積は274㎡です。申請者は、〇の〇〇〇〇さん、土地の譲渡人は、〇の〇〇〇〇さんです。転用目的・理由は、駐車場と、大工を営む申請者の加工場用地として転用するものです。担当委員は、7番会長です。</p>
議長	<p>それでは担当委員の説明ですが、番号1を私が行います。</p>
7番委員	<p>番号1の調査結果を報告します。5月8日、申請者の〇〇さんと〇〇推進委員、事務局と現地の確認をしました。土地の所在は、大字森旭で、現況は畑で、面積は274㎡です。ここは〇〇〇〇の上の、〇〇〇〇〇〇の途中にあります。急傾斜の場所で、今は何も作っていません。周辺の農地に影響がない計画です。駐車場及び作業場として利用する計画です。許可後、7月31日までに完了の予定です。土砂の流出、崩壊の恐れはありません。そのほか農地法の違反もありません。以上です。</p>
推進委員	<p>問題はありません。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>補足説明を行います。議案の参考資料集を開いていただいて、許</p>

	<p>可基準をご覧ください。ここは第2種農地となります。〇〇さんの元々の加工場は道を挟んで、狭い土地しかありません。車が1台停められて、少し作業ができるくらいです。新しい場所では、軽トラと1トントラックが入れる広さと、木材の加工をできる場所を広く確保したいということでした。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>無いようでしたら採決します。</p> <p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。第2号について原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。</p>
議長	<p>次に、議案第3号、非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号、非農地証明願いについてです。</p> <p>番号1、大字太田字志津里〇〇〇番、登記簿地目は畑で、面積は244㎡です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇さんです。非農地の理由は、10年ほど前に200㎡未満の農業用施設を建て、残地面積が耕作可能でないためです。担当委員は、5番委員です。</p>
議長	<p>それでは担当委員の説明ですが、番号1を5番委員、お願いします。</p>
5番委員	<p>それでは、番号1の調査結果を報告します。4月30日、申請者の〇〇〇〇さん、推進委員と現地立ち合いを行いました。農地に農業用倉庫を10年ほど前に建てたということです。そのため、耕作できる場所がなくなったということになりました。この場所は先ほど3条の申請にもありました畑の横で、農業用倉庫として使っていました。地目を変えたいということで、非農地証明でよいと思いま</p>

	す。
議長	それでは質疑のある方は挙手をお願いします。
事務局	補足説明を行います。議案の参考資料をご覧ください。非農地証明の証明基準を載せています。今回の申請は、農地転用許可を得ずに非農地化した土地となります。農業用倉庫は200㎡未満で届出でよいことになっています。建物以外の場所が法面や進入路となったため、耕作できる土地がなくなったということでの申請となります。
議長	その他、質疑はありませんか。
議長	無いようでしたら採決します。 議案第3号、非農地証明願いについて、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	全員賛成です。議案第3号について、原案のとおり許可し、証明書を交付します。
議長	次に、議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。
事務局	別冊の議案第4号の最後のページをご覧ください。利用権の設定です。 すべて新規の設定です。 3年未満の合計件数は3件で、合計面積2,645㎡です。 3年から5年の合計件数は12件で、合計面積35,726㎡です。 6年から9年の合計件数が6件で、合計面積10,003㎡です。 10年以上の合計件数が7件で、合計面積24,646㎡です。 合計件数28件、合計面積73,020㎡です。

議長	質疑はありますか。
議長	無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。
農業委員	(挙手)
議長	<p>全員賛成です。議案第4号については、原案どおり承認します。以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号、200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地とする届け出が1件、提出されております。詳細は、ご一読ください。</p> <p>報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による相続による所有権移転が2件、提出されております。詳細は、ご一読ください。</p> <p>報告第3号、農地法第18条による合意解約通知書が16件出されております。詳細は、ご一読ください。</p> <p>報告第4号、農地所有適格法人要件確認書について、ご説明します。合同会社〇〇〇〇は、要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>報告5号と6号を続けて行います。配布しております、別紙の「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」をご覧ください。同内容は、「農業委員会による最適化活動推進等について（経営局長通知：令和4年2月2日付3経営第2584号、課長通知：令和4年2月25日付3経営第2816号）」に基づき、令和4年度から、「最適化活動の目標」を毎年4月末までに、「事務の実施状況等」を6月末までに公表することとなっています。当委員会で報告後、町ホームページで公表します。報告内容は、ご一読ください。</p> <p>以上で議案集記載の報告事項を終わります。</p>
議長	何か質疑はありませんか。

議長	無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。 (省略)
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会5月定例総会を閉会します。